

「農林漁業者」、「食品製造業者」、「卸売・小売業者」が
取り組む加工食品の商品開発を支援します！

令和5年度 山形のうまいもの 商品開発支援事業

【応募期間】

令和5年4月19日(水)～
令和5年6月6日(火)

1 募集する事業の内容

- (1) 県産農林水産物商品開発支援事業
- (2) 県産米粉商品開発支援事業

2 ご利用いただける対象者

- (1) 県産農林水産物商品開発支援事業
 - ① 県内の**農林漁業者**
 - ② 県内の**農林漁業者であって「食品製造業者」**
(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する食品製造業者)と**連携するもの**又は
「食品製造業者」であって、県内で食品の生産活動を行っている**農林漁業者と連携するもの**
 - ③ 上記①又は②と連携する県内に主たる事業所を有する**卸売業者**又は**小売業者**
- (2) 県産米粉商品開発支援事業 (①及び③は上記同様)
 - ② 県内の**農林漁業者であって「食品製造業者」**
(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する食品製造業者)と**連携するもの**又は
「食品製造業者」であって、当該者又は委託製粉事業者が県内で食品の生産活動を行って
いる**農林漁業者と連携するもの**

3 対象となる取組み

県産農林水産物を使用した県内製造の加工食品開発・改良の取組み

4 補助金の額

補助対象経費の**1/2**に相当する額又は**50万円**(既存商品のパッケージの改良のみは
20万円)のいずれか低い額以内 ※予算に限りがあるため、満額交付とならない場合があります。

5 補助対象経費

- (1) 研修費(謝金、旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費)
- (2) 調査検討費(市場調査費、通信運搬費、消耗品費、研修受講費)
- (3) 新商品開発費・既存商品改良費(技術指導費、委託加工費、原材料費、デザイン費等)

6 応募に必要な書類

- (1) 事業計画書の提出文書(**公募要領:様式第1号**)
- (2) 事業計画書(**交付要綱:別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2**)
- (3) 製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
- (4) その他計画の説明資料(**任意様式**)
- (5) 環境保全型農業により生産された県産農産物を使用する場合は、認定証等の写し

7 補助要件（主なもの）

原材料	・ 原材料として、県産農林水産物又は県産米粉を使用すること
製造	・ 商品の最終製造(事業主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造)は、県内で行うものであること
目標	・ 農林漁業者 事業完了3年後の事業対象商品の販売額が、現状と比較し 1.2 倍以上となること ・ 食品製造業者、卸売業者、小売業者 事業完了3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の 1.2 倍以上となること
その他	・ 新商品開発等に必要な許可又は届出を行って製造・販売を行っていること ・ 令和6年2月 29 日までに開発商品の販売又は商品化(試作品を完成)すること ・ 商品完成後は、知事が指定するコンテストに出展すること ・ 申請前に事業策定支援者より商品開発に係る助言・指導を受けること(県産農林水産物商品開発支援事業のみ) ・ やまがた米っ粉クラブへ会員登録し、県産米粉の普及啓発及び利用拡大に努めること(県産米粉商品開発支援事業のみ)

※ 詳細は、「[交付要綱](#)」及び「[公募要領](#)」をご確認ください。

※ 事業完了後、商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告してください。

8 事業計画の採択

提出された事業計画は、県が設置する審査会において審査を行い、結果は郵送にて通知します。

※ 県予算の範囲内で、取組内容の具体性、利用計画、販売戦略、地域への波及効果等を審査のうえ決定します。

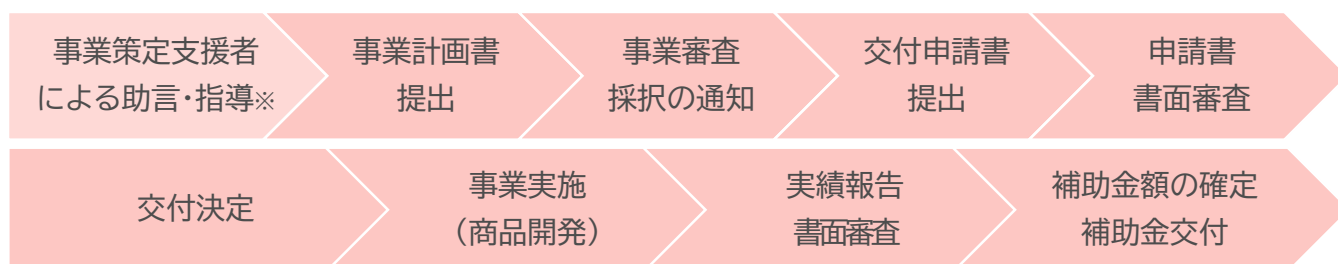
※ 結果(不採択理由等)に関するお問い合わせには応じられません。

9 補助金の交付決定

事業採択の通知を受けてから、交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行ってください。

内容審査後、補助金の交付決定を行います。**(※交付決定前に事業着手はできません。)**

10 補助金手続きの流れ



※ **県産農林水産物商品開発支援事業は、事業策定支援者による助言・指導が必須です。**

(事前相談経費として、45,000 円の費用負担が必要となります。山形県食産業協議会会員の場合は助成制度があります。)

11 問い合わせ・事業計画書の提出先

山形県農林水産部県産米・農産物ブランド推進課 [米粉・食品開発担当]

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 (県庁9階)

☎023-630-3192